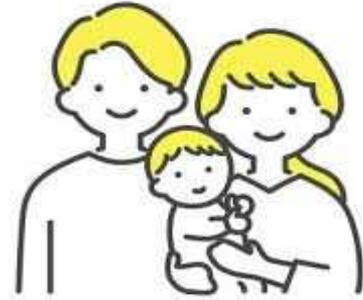


# 令和6年度 第1回 宇城市子ども・子育て会議



# (1) 令和5年度第3回書面決議に伴う 質問事項等への回答について



## (2) (仮称) 宇城市こども計画に 一体とする計画について



◎以下の内容を盛り込んだ計画を作成する

法令	計画	策定指針（大綱含む）	備考
こども基本法第10条	こども計画	こども大綱	
子ども・若者育成支援推進法第9条	子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱	こども大綱に一元化
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	子どもの貧困対策計画	子供の貧困対策に関する大綱	
		少子化社会対策大綱	
次世代育成支援対策推進法第8条、第9条	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針	「第2期すこやか宇城っ子プラン」に盛り込まれている内容
子ども・子育て支援法第61条、第62条	子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	

(仮称)宇城市子ども計画 計画体系表(国の子ども大綱を参考に作成した素案です)

基本理念	子ども施策に関する重要事項	重要事項に関する取組内容
<p>◎ 現計画「ちよいどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」</p> <p>※ 国の大綱の中心的理念である「子どもまんなか社会」をキーワードとして検討</p>	<p>1 ライフステージを通じた重要事項</p>	<p>○子ども・若者が権利の主体であるとの社会全体での共有等 (子ども基本法の周知、子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)</p>
		<p>○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)</p>
		<p>○子どもや若者への切れ目ない保健・医療提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援 等)</p>
		<p>○子どもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等)</p>
		<p>○障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)</p>
		<p>○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援 等)</p>
		<p>○子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 (子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)</p>
	<p>2 ライフステージ別の重要事項</p>	<p>○子どもの誕生から幼児期まで (妊娠前から妊娠期・出産・幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 等)</p>
		<p>○学童期・思春期 (子どもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、いじめ防止、不登校の子どもへの支援 等)</p>
		<p>○青年期 (高等教育の修学支援・高等教育の充実、就労支援・雇用と経済的基盤の安定、結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 等)</p>
	<p>3 子育て当事者への支援に関する重要事項</p>	<p>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p>
		<p>○地域子育て支援・家庭教育支援</p>
		<p>○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p>
<p>○ひとり親家庭への支援</p>		



名称	対象者	人数（人）	実施時期	備考
①こども・子育て支援事業計画（第三期）策定に係る調査	就学前児童の保護者	1,000	7月	無作為抽出による
② //	小学生の保護者	1,000	7月	//
③こども・若者生活実態等調査	16歳～39歳	2,000	7月	//
④こども調査	10歳～15歳 （小4～中3）	全員	9月	市内の小中学校に通学する

- ① こども・子育て支援事業計画（第三期）策定に係る調査（就学前の保護者）  
② // （小学生の保護者）

◎ 必要なニーズ「量の見込み」調査になります。  
質問項目については、国が定める必要な内容です。

### 【質問内容】

#### 【就学前】

- 1) 住まい、家族の状況
- 2) 子育て環境
- 3) 保護者の就労状況
- 4) **保育施設の利用状況**
- 5) **子育て支援の利用**
- 6) **小学校就学後の放課後の過ごし方**
- 7) **オンライン手続きの利用**

#### 【小学生】

- 1) 住まい、家族の状況
- 2) 子育て環境
- 3) 保護者の就労状況
- 4) **放課後の過ごし方**
- 5) **オンライン手続き**

### ③ こども・若者生活実態等調査（16歳～39歳）

◎ こども・若者当事者の意見を幅広く聴取して反映することを目的に、**16歳～39歳を対象**に調査を行います。

#### 【質問内容】

- 1) こども・若者自身について
- 2) 普段の生活
- 3) 現在の生活（居場所）
- 4) 将来への考え（結婚）



## ④ こども調査 （10歳～15歳）

◎宇城市内小中学校に通う、**小学4年生から中学3年生を対象**に行います。

### 【質問内容】

- 1) 居場所について
- 2) こどもが意見を言える、表明できる場について

**※日頃利用している学校用タブレットを利用し回答してもらおう。**

## (4) ヒアリング調査について

◎ こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を行います。

# 【ヒアリング対象候補】

- ① 乳幼児（1歳前後）と保護者
- ② 障がい児（放課後等デイサービス利用者）または保護者
- ③ 不登校児童
- ④ 中高生（ボランティア活動に意欲のある）
- ⑤ 若者女性（婚活セミナー参加者）
- ⑥ 若者男性
- ⑦ 育児休暇取得経験者
- ⑧ ひきこもり
- ⑨ 小学校低学年（学童保育利用者）

## (5) その他